



日本原子力学会フェロー賞運用規約

2021年9月16日 第2回総務財務委員会承認

(目的)

第1条 本規約は、各種基金の運用等に関する規程（0304）第2条⑥に関わる日本原子力学会フェロー賞の運用に関する事項を定める。

(フェロー賞の趣旨)

第2条 我が国のエネルギーの安定供給および世界規模の地球温暖化対策の観点から原子力の活用は欠かせないものである。このためには、基礎・基盤的な科学技術として原子力・放射線の研究開発は、将来を担う若い人材の育成とともに極めて重要である。

このような優秀な人材育成振興の観点から、一般社団法人日本原子力学会（以下、「本会」という）は原子力・放射線分野を学び修めた学業優秀な学生を対象に「日本原子力学会フェロー賞」（以下、「フェロー賞」）を授与し顕彰する。

(対象)

第3条 表彰対象は、大学または高等専門学校において、原子力・放射線に関連の深い専門を修学した学業優秀な学生とし、

大学においては、

- 1) 学部4年生の卒業予定者
- 2) 大学院博士課程前期（修士課程）の修了予定者

高等専門学校においては、

- 1) 専攻科2年生の卒業予定者
- とする。

(候補者の資格)

第4条 大学学部4年生または高等専門学校専攻科2年生にあつては、卒業論文あるいは卒業研究において原子力または放射線を主題とした研究をおこなった者とする。

- 2 大学院博士前期課程（修士課程）学生にあつては、修士論文において原子力または放射線を主題とした研究をおこなった者であつて、本会論文誌等に論文発表、年会・大会で口頭発表、あるいは国際会議で原子力または放射線に関する論文発表をおこなった者とする。
- 3 卒業後は、原子力または放射線分野で活躍が期待される者とする。
- 4 本会の学生会員であるか、推薦を受けた場合は会員登録すること。
- 5 推薦選考対象学生数が15名程度以上であること。
- 6 前項を満たさない場合であっても、第1項から第4項を満たし、かつ、第5項に適合する候補者に匹敵する優秀かつ将来を嘱望される学生については推薦することができる。

7 過去にフェロー賞を受賞した者は、フェロー賞推薦対象者から除く。

(募集人員)

第5条 大学においては、大学原子力教員協議会参加大学の一大学あたり、学部、大学院 各1名以内とする。高等専門学校においては、国立高等専門学校機構に属する高等専門学校全体から1名以内とする。

(募集方法)

第6条 フェロー企画運営小委員会にて別に定める募集要項に基づき、大学の学部、大学院の所属長（学部長，専攻長等），国立高等専門学校機構長による推薦書の提出によりおこなう。

(選考手順)

第7条 フェロー企画運営小委員会が別に定める手順にて、応募書類を審査し、受賞者を決定する。

2 選考結果は、総務財務委員会および理事会に報告するとともに、3月中旬頃に推薦者宛てに通知する。

(フェロー賞の授与)

第8条 受賞者には、本会春の年会において賞状および記念品を授与し顕彰する。あわせて、日本原子力学会誌、学会ホームページで受賞者を紹介する。

(改定)

第9条 本規約の改定は、フェロー企画運営小委員会が起案し、総務財務委員会の承認を得たのち理事会に報告するものとする。

附則

1 平成22年9月フェロー企画運営委員会決定、平成23年3月22日 第515回理事会承認
平成23年4月1日施行。

2 改定履歴

- ① 平成23年9月16日 第4回理事会承認
- ② 平成24年5月17日 第3回フェロー企画運営小委員会改定
- ③ 平成24年5月30日 第8回理事会承認
- ④ 平成26年2月27日 第3回フェロー企画運営小委員会起案、平成26年3月19日第8回総務財務委員会承認、平成26年3月19日第6回理事会承認
- ⑤ 平成27年1月22日 第6回総務財務委員会起案、平成27年1月30日第6回理事会承認
- ⑥ 2021年8月27日 フェロー企画運営小委員会メール起案、2021年9月16日 第2回総務財務委員会承認、2021年9月28日 第3回理事会報告

附則

- 1 平成 26 年 3 月 19 日決定の規約は平成 25 年度フェロー賞より適用する。
- 2 2021 年 9 月 16 日改定の規約は、総務財務委員会承認日より施行する。